

# みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/09/15 Vol. 46 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 12 年第 2 回定例会報告 ( 1 )

いつもお世話になっております。印西市議会 ( 9 月定例会 ) は、現在 26 日 ( 火曜日 ) の最終日を残して休会中です。今回から数回にわけて 9 月定例会の報告を行って参ります。

9/8 ( 金曜日 ) に、個人質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

### 3 ) 牧の原駅圏活性化について

北側商業施設の進捗状況について

- ( ア ) 入居希望者の募集ははじまっているか？また、その実績は。  
( イ ) 完成はいつになりそうか

( 回答 / 市長 ) ( ア ) 都市整備公団に確認したところ、牧の原駅北側の商業施設の募集につきましては、去る 6/29 から 7/12 の期間に既に実施しており、テナントも概ね埋まっているそうです。( イ ) の完成する時期でございますが、主要となる複合施設については年内に開業となる予定でございます。

### 南側牧の原地区の都市計画の変更はあるか ( 特定施設業務用地の将来像は ? )

( 回答 / 市長 ) 南側牧の原地区の都市計画の変更につきましては、特定施設業務用地を含め、現在、千葉ニュータウン事業全体的な都市計画および事業計画変更の見なおし作業中でございます。

現在、県企業庁、都市整備基盤公団では「千葉ニュータウン」の事業計画に対して大幅な見なおしを行う方針を明らかにしております。これは、思うように入居がすすまず、また少子化の影響でこのままでは計画人口の目標値を達成できないと判断したのが理由です。今回私の質問はこのことを踏まえての質問であったわけですが、「これから行う」といった回答でありました。

また、牧の原駅北側商業施設は年内には「業務棟」の完成を予定しており、ファミリーレストランが入居する予定の「飲食棟」の完成は来年以降になる見込みです。

\* 業務棟の出店状況 /

パレー教室 / パソコン教室 / 学習塾 / 喫茶店 / そば屋 / ミニオフィス  
J S ( 日本総合住生活 ) 出張所

南側地区には残念ながら、今のところ何も出店 / 進出計画はないのですが、市を通じて公団に「首都圏だけではなく、関西地区を始めとした日本全国や ( 現代自動車が進出している ) 韓国や東南アジアなどへの企業進出の可能性を探してほしい」とお願いしました。

印西市の「都市マスタープラン策定事業」( 次回以降、この紙面で紹介します ) でも牧の原地区の将来像は「牧の原地区の居住者」の意見が取り入れられることとなります。今後は、千葉ニュータウンの事業計画変更も併い、牧の原地区の皆様の声を反映して参ります。

**(続)郵便局の誘致に関して**

居住者の皆様から、さらにご意見をいただきました。以下にご紹介致します。

+++++  
郵便局は通勤か通学の時間帯以外ほとんど人通りのない駅にできて意味がないと思う。(通勤や通学の時間帯は窓口がしまっているし...)特に牧の原駅北側が一番近い団地からも歩いて行くには遠いし、結局は車になってしまうのではないか?今後の高齢化なども考えれば、人が住んでいるところにこそ必要であり、駅周辺につくってしまえば、今現在、人が住んでいる西の原、原、滝野に郵便局をつくるのは不可能なことになる。  
+++++

皆様はいかがお考えですか?さらに引き続き皆様からのご意見をいただきつつ、郵政局とも現状を伝え、誘致にむけて行動をして参りますので、皆様の一層のご協力をよろしくお願いいたします。

**日経新聞(福岡版)より / 介護保険の問題点**

先日、福岡に現在勤務している会社の出張で行ってまいりました。その際に以下のような記事を見つけましたので、皆様を紹介したいと思います。

今年四月にスタートした介護保険制度で、各地の社会福祉協議会が介護サービスを受ける高齢者がいる世帯に対し、自己負担分の利用料などを無利子で貸しつける融資制度の利用が進んでいない。厚生省は一年間に七千世帯までが利用できるよう資金を用意したが、六月末までの三カ月間に利用したのは十三世帯だけ。同省は「制度を必要としている世帯はもっと多いはず」としており、改めてPRに力を入れるとともに、利用が進まない詳しい原因などを調査するよう、各都道府県に指示している。

この融資制度は、低所得世帯などに学費や冠婚葬祭費、住宅資金などを貸し付ける「生活福祉資金貸付」の中に設けられた。利用料のほか、保険料や介護施設に入所者が支払う食事費用を最高五十万円まで無利子で融資するもので、貸付期間は原則一年。償還期限は五年と定められている。

介護保険制度では、利用料が著しく高額になり、利用者の負担が一定額を超えた場合、「高額介護サービス費」などとして、超過分が払い戻される。しかし払い戻しは市町村に領収書などを提出した後になるため、利用者は一時、費用の全額を立て替える必要がある。またサービスの内容や状況によっては利用者がまず全額を支払い、後から九割に相当する額が償還されるケースもある。

このため同省は払い戻しを受けるまでのつなぎ資金などとして、融資制度はかなりの需要があると見込んだ。また「当座の資金がないために、利用を制限する人がいては問題」として、今年度は七千世帯までが利用できるよう、二十億円を準備した。しかし四、五月は全国で計三世帯、六月に入っても十世帯しか利用がなかった。

同省は今年一月、融資制度のパンフレットを二十数万枚印刷して、全国の民生委員に配布したほか、各地の社協に置いている。しかし「制度がまだ十分に知れわたっていない可能性がある」として、先月までに都道府県に対し、制度の周知を徹底するよう求めた。

また一部の地方自治体から、「問い合わせはかなりあるが、利用に結び付いていない」との報告が上がっていることから、利用が控えられる原因や背景を詳しく調べ、同省に報告するよう指示した。

「安心できる介護保険の実現を求める会」(福岡市)の代表世話人、石川暢彦さんは「利用料の自己負担が膨らむのが心配で、本来受けられる介護サービスを控えているお年寄りも多い。無利子融資の潜在的な需要はあるはずで、厚生省や自治体はもっと制度のPRに努めるべきだ」と話している。

(2000/08/22 日本経済新聞 西部朝刊 より引用)

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き、定例会の報告(「介護保険の現状」を中心に)を行って参りたいと思います。この紙面へのご批判、ご意見、また市政へのご提言をお待ちしております。よろしくお願ひ申し上げます。 ぐんじとしのり